

知事コメント (関与取消訴訟の提起について)

本日、本県の公有水面埋立承認取消処分に対して国土交通大臣が行った執行停止決定の取消しを求めて、地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与の取消訴訟を提起しました。

県は、かねてから、司法ではなく対話によって解決を導く民主主義の姿勢を、政府に対し粘り強く求めていくという立場をとってまいりました。

去る2月24日の県民投票においては、投票者総数の7割以上の方から辺野古の埋立てに反対との意思が明確に示されました。このことを受けて私は、3月1日に安倍首相と面談し、県民投票の結果を伝えるとともに、工事の中止を求めたところであります。

また、3月16日に開催された、辺野古新基地建設断念を求める県民大会においては、約1万人の県民が参加して、県民投票で示された圧倒的な民意を尊重し、埋立てを中止して辺野古への新基地建設を即時に断念すること等を政府に要求する旨が決議されました。

このような県民の皆様の思いを受け止め、私は、3月19日に、安倍首相と再度面談を行いました。その際、政府が工事を中止して県との対話を進められるよう、まず県として、岩礁破碎等行為差止訴訟の上告受理申立ての取り下げを指示したことを伝えるとともに、違法な国の関与の取消訴訟を提起しないことも考えている旨を首相に伝えました。

その上で、国としても、3月25日に予定されている新たな区域への土砂投入を含め、工事を中止した上で、普天間飛行場及び辺野古移設問題の解決に向けた、安倍首相と私との二人での集中的な協議を是非ともお願いしたいと求めました。

折しも、国の天然記念物であり絶滅危惧種にも指定されているジュゴン1頭が死亡したという残念なニュースもありました。ジュゴンの死因が、工事の影響によるものなのかをしっかりと検証し、ジュゴンの保全を確実に進めるという観点からも、政府の工事は中止されなければならないことを、首相には併せて伝えたところです。

しかしながら、その面談の翌日、首相官邸から、工事を中止せず、3月25日に新たな区域への土砂投入を予定通り行う旨の連絡がありました。

私は、政府に対し、対話による解決の必要性と重要性を強く求めてきただけに、このような政府の対応は極めて遺憾であります。

このことから、私は、沖縄防衛局が工事を進めるための拠り所としている国土交通大臣の執行停止決定の取消しに向けて全力を挙げることとし、違法な国の関与の取消訴訟を提起するとの判断に至ったところです。

辺野古に新基地は造らせないという公約の実現に向けて、ぶれることなく、全身全霊で取り組んでいくという私の決意はいささかも変わっておりません。

私は、今後も政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めるとともに、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外、国外施設への移設及びその間の一日も早い危険性の除去を引き続き強く求めてまいります。

平成31年3月22日

沖縄県知事 玉城 デニー